

第10期東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務  
仕様書

1 業務の名称

この業務の名称は、「第10期東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務」  
(以下「本業務」という。)とする。

2 目的

「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下「現計画」という。))の計画期間が令和8年度をもって終了することから、令和9年度を初年度とする「第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下「次期計画」という。)を策定する。

次期計画の策定に当たっては、国の動向を見据えながら、東温市(以下「当市」という。)における現状や課題等の整理など、計画の策定に必要な調査分析や意見集約を行うとともに、計画策定後の進捗確認及び推進を円滑に行う必要があることから、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者による専門的な支援を得ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日(金)までとする。

4 業務の内容

【令和7年度に実施する業務】

**介護予防・日常生活圏域ニーズ調査**

(1) 調査の概要

アンケート調査を実施し、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的としている。この目的達成のため国の方針を踏まえつつ、地域の実情に応じた独自設問の検討及び集計、分析を行うものとする。

ア 調査対象：東温市に住民票を有する65歳以上の住民(要介護認定を受けていない一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援者)から無作為抽出予定

イ 調査件数：1,000件

ウ 調査方法：郵送による配布、回収

エ 調査票：1種類(必須項目+オプション項目+東温市独自項目)

16ページ以内を想定

## (2) 作業内容

- ア 調査項目設計
- イ 調査票の印刷（16頁、1,000件）
- ウ 調査の実施
  - ・ 発送用封筒（角4窓空き、1,000件）・返信用封筒（長3、1,000件）の作成
  - ・ 発送用封筒への封入、封緘作業、宛名ラベル貼付作業
  - ※調査対象者抽出、宛名ラベルの印刷は当市が行う。
  - ・ 調査票の発送及び回収 ※費用も受託者負担
- エ 調査結果の集計及び分析（オプション項目等含む。）
  - ・ 回収アンケートの入力（800件想定）
  - ・ 自由記述回答部分の整理
  - ・ 単純集計
  - ・ クロス集計
  - ・ 「見える化システム」へのデータ移行
- オ 調査結果報告書等の作成、印刷及び納品

## (3) 成果品

調査結果報告書 紙媒体1部（A4版：簡易製本）及びデータ一式

### **在宅介護実態調査**

#### (1) 調査の概要

「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討することを目的としたアンケート調査の集計・分析を行う。

- ア 調査対象：在宅で要支援・要介護認定更新申請、区分変更申請をしている方
- イ 調査件数：約400件
- ウ 調査方法：当市認定調査員による聞き取り調査
- エ 調査票：A票（基本調査項目＋オプション項目）、B票の2種類

#### (2) 作業内容

- ア 調査票の印刷及び調査の実施 ※当市が実施
- イ 調査結果の集計及び分析
  - ・ 回収アンケートの入力
  - ・ 単純集計
  - ・ クロス集計
- ウ 調査結果報告書等の作成（認定ソフト2021での作業）、印刷及び納品

#### (3) 成果品の納品

調査結果報告書 紙媒体1部（A4版：簡易製本）及びデータ一式

## 【令和8年度に実施する業務】

### 第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務

#### (1) 計画策定の内容

高齢者の実態等を調査し、今後のサービス供給量や給付額予測等を行い、介護保険法における厚生労働大臣が定める基本指針に基づき、当市の特性に応じた計画を策定する。

#### (2) 介護保険制度や高齢者福祉等をめぐる制度改革の動向把握

介護保険制度や高齢者の保健、福祉、医療等をめぐる制度改革の動向について、国及び県の関連資料等を収集する。

#### (3) 課題の把握、整理

第9期における当市の介護保険事業や高齢者福祉事業等の取組状況、高齢者福祉サービス等の利用状況の分析を行い、第10期の計画策定に関する基礎データの収集(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、居所変更実態調査等)及び、この基礎データから住民の意識、生活環境等の実態やニーズを把握し、高齢者福祉の課題等について整理する。

#### (4) 給付実績の集計、分析

国保連から提供される「保険者向け給付実績情報」データに基づき、介護保険サービスの給付状況について、集計、分析を行う。

- ア 実利用人数、利用量、給付額の把握
- イ 給付適正化の検討、検証

#### (5) 計画目標量の推計及び介護保険料の試算

(1)～(4)に基づき、国から提供される地域包括ケア「見える化」システムを活用し、計画期間(令和9～11年度)におけるサービス給付の見込み等の推計を行う。なお、推計に当たっては、当市の関連計画等との整合性を図るものとする。

- ア 人口及び被保険者の推計(第1号被保険者数及び第2号被保険者数の推計)
- イ 要介護認定者数等の推計
- ウ 介護保険サービス見込量の算出・確保策の検討
- エ 県への報告支援(地域包括ケア「見える化」システムに基づく見込量)
- オ 介護保険料の試算

#### (6) 計画骨子案・計画素案の作成及び計画素案の内容協議

(1)～(5)を踏まえ、必要に応じて、計画の基本理念や施策体系を見直すとともに、目標量達成のための重点的事業を検討し、計画骨子案、計画素案として取りまとめる。

(7)パブリックコメントの実施支援

計画素案に関して当市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。また、必要に応じて、住民からの意見を計画素案へ反映する。

(8)計画案の最終調整

計画素案について東温市高齢者福祉計画策定等委員会、東温市介護保険推進委員会（以下「策定委員会」という。）の審議を経て、内容が確定した後、「東温市第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」として、成果品を納品するものとする。

(9)策定委員会の運営支援(計4回程度)

策定委員会(計4回程度)の開催に当たり、下記の支援を行うものとする。

ア 策定委員会の資料作成

イ 策定委員会への出席及び打合せ(計4回程度)

(10)計画書作成について

受託者は、計画書全般において語彙や文章表現、構成等を熟考し、校正（特に誤字・脱字チェック）までを責任を持って行うものとする。

(11)成果品の納品

計画書 紙媒体100部(A4判、約100頁、1色ダイレクト印刷、表紙レザック)  
及びデータ一式

5 成果品について

計画書を始め、計画策定に係る業務に用いたデータ及び作成したデータは、当市が利用できるファイル形式で提出するものとする。

6 その他

(1) 本業務を進めるに当たって、受託者は個人情報保護に関する法令・例規を遵守し、適正な個人情報の取扱いを行うものとする。

(2) 成果品及び本業務で作成されたデータ等の所有権、著作権及び利用権は、当市に帰属するものとする。

(3) 受託者は常に当市からの連絡を取れる状態とし、当市から打合せ等の申出があった場合は、原則、主担当者が対応するものとする。

- (4) 成果品に誤りや不備があった場合は、委託期間後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (5) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。